

第1章 計画の基本事項

(1) 景観計画の目的・位置づけ

① 計画の目的

印西市は、利根川、印旛沼、手賀沼などの水辺、緑地や農地等の自然景観の保全・育成、歴史・文化を伝える建物や旧街道の風情、地域の伝統文化景観の継承、千葉ニュータウン等の良好な市街地景観の育成・創出、清潔で緑豊かなまちの環境美化などを推進するため、景観形成の基本的な方針を明らかにした「印西市景観まちづくり基本計画」を平成29年3月に策定しました。

「印西市景観計画」は、「印西市景観まちづくり基本計画」に定めた方針のもと、景観法に基づき、本市の良好な景観の形成に向けた取組みを、市民、事業者、市の協働によって、具体的に推進することを目的として策定しました。

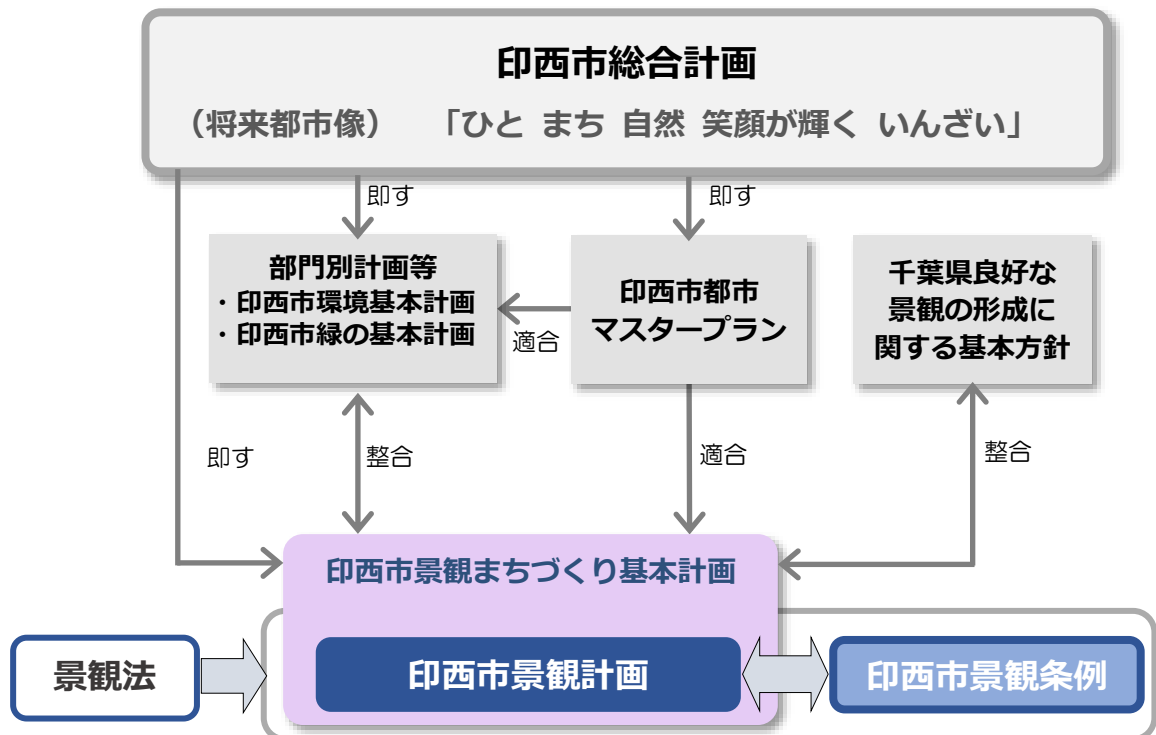
② 計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に規定される計画であるとともに、印西市総合計画に即し、印西市都市マスタープランに適合させ、あわせて印西市環境基本計画、印西市緑の基本計画などとも整合を図る計画です。

また、本市の良好な景観の形成のための基本的な方針を定めた「印西市景観まちづくり基本計画」に基づく、景観まちづくりを具体的に進める実施計画として位置づけます。

なお、印西市景観計画は、印西市景観条例と一体的な運用を図るものとします。

■ 計画の位置づけ



(2) 景観形成に向けた主体の役割

本市の特性を活かした良好な景観形成を推進するために、市民・事業者・市が景観まちづくりの担い手として各役割を認識するとともに、互いに協働しながら、地域への愛着を持って、景観を守り、創り、育んでいくものとします。

●市の役割

市は、良好な景観の形成を推進するための施策を策定する役割を担っており、仕組みづくりや誘導、または公共事業などを通して、良好な景観の形成を積極的に推進します。

また、施策の実施に当たっては、市民・事業者が参加しやすい場や機会を創出し、意見の反映に努めるとともに、市民・事業者の活動の支援や景観形成に関する意識の高揚を図っていくものとします。

●市民の役割

市民は、景観の形成の重要な主体であることを認識し、地域や活動団体を通して、積極的に良好な景観の形成に努めるものとします。

また、市が行う良好な景観の形成を目指した施策に協力するものとします。

●事業者の役割

事業者は、事業活動を通して、景観を阻害しないよう努めるとともに、市民・市との協力により、積極的に良好な景観の形成を推進に努めるものとします。

また、市が行う良好な景観の形成を目指した施策に協力するものとします。

■市民・事業者・市の役割

